（期日前投票所又は不在者投票記載所における補充立候補者の氏名等の掲示の方法）

第二十一条の三　法第百七十五条第六項後段に規定する場合においては、市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条第八項又は法第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称）の掲示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。

2　法第百七十五条第八項後段に規定する場合においては、市町村の選挙管理委員会は、法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項又は第八項の規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別の掲示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。

［3　略］

別記

第九号様式（仮投票用封筒の様式）（第八条関係）

［様式　略］

備考

［一・二　略］

三　封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考五及び六に準ずる。

［四・五　略］

第十一号様式（令第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定による投票用封筒の様式）（第十条関係）

［様式　略］

備考

［一　略］

二　外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考五及び六並びに第六号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）の備考四に準ずる。

［三～五　略］

第十三号様式の七（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五関係）

［様式　略］

備考

一　外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考五及び六に準ずる。

［二　略］

第十三号様式の七の三（特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五の四関係）

［様式　略］

備考

［一　略］

二　外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考四及び六並びに第六号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）の備考四に準ずる。

［三　略］

（期日前投票所又は不在者投票記載所における補充立候補者の氏名等の掲示の方法）

第二十一条の三　法第百七十五条第五項後段に規定する場合においては、市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条第八項又は法第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称）の掲示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。

2　法第百七十五条第六項後段に規定する場合においては、市町村の選挙管理委員会は、法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項又は第八項の規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別の掲示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。

［3　同上］

別記

第九号様式（仮投票用封筒の様式）（第八条関係）

［様式　同上］

備考

［一・二　同上］

三　封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。

［四・五　同上］

第十一号様式（令第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定による投票用封筒の様式）（第十条関係）

［様式　同上］

備考

［一　同上］

二　外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考四及び五並びに第六号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）の備考四に準ずる。

［三～五　同上］

第十三号様式の七（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五関係）

［様式　同上］

備考

一　外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。

［二　同上］

第十三号様式の七の三（特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五の四関係）

［様式　同上］

備考

［一　同上］

二　外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考四及び五並びに第六号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）の備考四に準ずる。

［三　同上］